

令和6年度 非常変災への対応について

西予市立惣川小学校

1 警報発令時の対応

◇ 登校前に、次の警報が発令されている場合は、学校から連絡があるまで、自宅待機をさせてください。

警報が発令されていなくても、保護者が危険だと判断した場合は、自宅待機をさせ、その旨を学校まで連絡してください。

『大雨警報、暴風警報、洪水警報、大雪警報、暴風雪警報』

※ 波浪警報、高潮警報以外の警報

◇ 在校時に上記警報が発令された場合、児童は原則として小学校で待機させます。その後、保護者と直接連絡して対応します。

2 地震発生時の対応

◇ 在校時に、震度5強以上の地震が発生した場合、児童は原則として学校で待機させます。その後、保護者と直接連絡して対応します。

◇ 小学校の登下校時に震度5強以上の地震が発生した場合、原則として教職員は児童の安否を確認し、保護者に連絡をするとともに、その後の対応について相談します。教職員より先に児童の安否が確認できた場合は、学校まで連絡してください。(震度5強未満の場合でも、必要な場合は上記に準じた対応で、児童の安全確保に努めます。)

◇ 休業中など児童が在宅中に、震度5強以上の地震が発生した場合、児童や保護者の皆様の安否確認のために連絡をさせていただきます。

※ 災害の状況によっては、電話やメールでの送受信ができなくなります。状況に応じて、双方が連絡し合うという対応にご協力ください。

3 その他

◇ 連絡は、「LINE」で行います。電話連絡はしません。西予市教育委員会からの連絡は、「すぐーる」で行われます。

◇ 災害警戒レベル3(避難に時間を要する人は避難)または4(全員避難の指示)が発表された場合、登校前は自宅待機とし、在校時は保護者が児童を迎えに来る目安とします。その場合は「LINE」で連絡しますので、可能なタイミングで迎えに来たり、各家庭の対応について学校まで知らせたりしてください。